

第3期中期目標期間

業務実績等報告書

独立行政法人 航空大学校

目 次

I	中期目標の期間における業務の実績	
1.	中期目標の期間	3
2.	国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	3
3.	業務運営の効率化に関する事項	21
4.	財務内容の改善に関する事項	27
5.	その他業務運営に関する重要事項	34
II	当該実績について自ら評価を行った結果	

I 中期目標の期間における業務の実績

はじめに

中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 実績値及び取組み

--

② 実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

--

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

1. 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦士を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。

- ① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、操縦士養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

以下を実施し、教育の質の向上を図った。

- イ エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握するため、航空大学校運営協力会議等を通じて各航空会社と定期的に意見交換等を行った。また、国土交通省にて開催された乗員政策等検討合同小委員会、航空機操縦士養成連絡協議会及び同協議会WGにて操縦士の技量向上等について検討を行った。
- ロ 今中期期間においては、エアラインパイロット経験者を毎年採用するとともに、平成26年度からは全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘した。
- ハ 各種の研修、講習会、セミナー等に参加し、内部への水平展開を実施した。
- ニ 操縦教官に対し、年1回の定期技能審査及び緊急操作技量確認を実施した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

② 操縦技量の一層の底上げを図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

② 追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について、引き続き検証を行い、教育に反映する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

平成23年度からの新追加教育時間制度を本格的に実施することにより、技能不十分による退学者数について引き続き少人数を維持するとともに、効率的な運用を行うことで追加教育時間数を減少させている。引き続き、追加教育の検証を行っていく。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

③ 操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。

イ 航空機の運航に関する基礎的研究

ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究

ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究

ニ 安全管理システム（SMS）を活用したヒューマンファクター問題への対応を

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させた。

イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究や操縦士養成初期教育についての研究を進め、研究報告を行った。また、研究報告の内容を仙台課程の訓練実施要領に反映した。

・小型機における非精密進入方式でのCONTINUOUS DESCENT FINAL APPROACHの導入について 他

ロ 飛行訓練装置を活用した新シラバスの効果を検証した結果、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化が図れたことから、審査の一部について実機に代えて飛行訓練装置を使用することとした。また、G58型機のRNAV航行に係る日本の許可基準への適合性について、新規導入機のRNAV航行の許可を得た上で、学生訓練実施要領に規定したRNAV航行実施手順の検証等を実施した。

ハ 個別の航空会社との意見交換の場において、MPLについて意見交換を行った。大手航空会社では自社にてMPLを開始する等積極的な導入が見られたが、中小の航空会社では導入時期は未定であった。

ニ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との共同研究「飛行教育におけるヒューマンファクター及びCRMに関する調査研究」を継続している。

② その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

MPLとは、2006年11月に国際民間航空機関において新しく設定された、操縦に2人を要する航空機の副操縦士に限定した操縦士資格で、我が国でも航空法が改正され、2012年4月より導入された。

CRMとは、操縦室内で得られる利用可能な全てのリソース（人、機器、情報等）を、有効かつ効果的に活用し、チームメンバーの力を結集して、チームの業務遂行能力を向上させるということである。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）教育の質の向上

④ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名とする。また、より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

④ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名とする。

資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

① 実績値及び取組み

【平成23年度業務実績報告書】P15～P16

④東日本大震災により、仙台分校の庁舎、学生寮等が被災し、また訓練機、FTDも津波で流されるという甚大な被害を受け、仙台分校での教育ができなくなった。その後、復興を進め、仙台分校における訓練を10月に再開したが、在校生の訓練が遅れていた関係で、23年度に入学したのは36名にとどまった。

・【平成26事業年度業務実績報告書】

④ 年間の養成学生数を72名とした。

資質の高い学生を確保するため、学生募集のポスターや学校案内のパンフレットを作成するとともに、雑誌に航空大学校の紹介を掲載するなどの広報を実施した。また、インターネット等の媒体を有効活用し、引き続き、募集要項をHPからダウンロードできるようにするとともに、昨年に引き続きFace bookを活用し、認知度の向上に努めた。

入学試験の内容等は、昨年度に行った見直し（外部委託から内部教官作成への切り替え）について、評価を行った。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 操縦士養成の新たな手法等の検討

操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためと

るべき措置

(2) 操縦士養成の新たな手法等の検討

操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握するべく、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討する。

① 実績値及び取組み

航空機操縦士連絡協議会や個別の航空会社との意見交換の場において、MP Lについて意見交換を行った。また、平成26年度に自衛隊出身の操縦士に必要な訓練シラバスを策定したが、航空局から発出された自衛隊出身の操縦士に係る「計器飛行証明取得のための訓練について」（平成26年12月1日付国空航第680号）や航空会社と意見交換を踏まえ、訓練シラバスを見直した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組みを実施すること。

イ 航空大学校の安全に関する取組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定すること。

- a. 業務の特性を表した指標であること。
- b. 測定可能な指標であること。
- c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善（現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値を目標値としていること。

ロ 安全管理システム（SMS）のもと、航空大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取組み目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施すること。

ハ 航空大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告すること。

ニ 組織全体における安全に関する統一的な組織風土の醸成を促進するために、役員及び職員に対する安全教育を実施するとともに、整備委託先等についても安全教育に関する指導・監督を行うこと。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、その結果について周知・徹底等を図るための活動を推進すること。

② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法

精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進すること。
- ④ 訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む)に対する安全監査を定期的実施するとともに、安全対策に万全を期すこと。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(3) 航空安全に係る教育等の充実

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、航空事故・重大インシデント0件を達成するために、以下の事項を行う。

- ① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。

イ 航空大学校の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定するものとする。

- a 業務の特性を表した指標であること。
- b 測定可能な指標であること。
- c 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。

ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、安全業務計画を事業年度毎に作成し実施する。また、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。

ハ 義務報告について引き続き実施するとともに、自発報告制度を確立し、個人が報告することを推奨する。また、必要に応じて国土交通省等に報告する。

ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を毎年2回以上実施する。また、航空大学校内部においても職員への安全教育を定期的実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、学生からのアサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りのために教官を指導する等の取り組みを推進する。また、整備委託先等に対しては安全監査を通じて安全教育実施の指導・監督を行う。更に、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、その結果について周知・徹底等を図る。

- ② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管

理システム（SMS）を活用して航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。

③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、効果的な方策の導入等を図るとともに、担当教官に対して必要に応じ教育方法等に関するアドバイス等を行う体制を充実させる。また、学生への教育の質の更なる向上、平準化を図るため、指導方法等に関する教官間の意見交換等を推進する。

④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

① 実績値及び取組み

・【平成23事業年度業務実績報告書】P17～P21

7月28日、帯広分校における飛行訓練において、3名（学生1名、教官2名）が死亡、1名（学生）が重傷を負う航空事故が発生した。

航空大学校としては、このような悲惨な事故が二度と起きないように、理事長をはじめ役職員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねて参ります。

事故発生後、訓練再開までに実施した安全対策、訓練再開後にこれまでに実施した安全対策、今後の対応については、以下の通り。

【訓練再開までの対応】

- ・事故後に全ての訓練機の運航を見合わせ、航空機及び訓練体制の総点検を実施した（8月）。
- ・法令、訓練・運航・整備等の各種規程の遵守の再徹底を実施した（8月）。
- ・コックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用することを再度徹底するための研修を行い、アサーション（不安全要因を発見した場合ははっきりとした助言）及び教育オブザーブの実施方法について、運航規程に明確化した（8月）。
- ・訓練空域における安全訓練高度の再確認・徹底を実施するとともに、学生訓練実施要領を改正し、その旨を明記した（8月）。
- ・事故発生を受け、特別安全監査を実施し、法令及び各種規程の遵守状況及び安全教育の実施状況について確認した（宮崎本校、帯広分校：8月、仙台分校：10月）。
- ・上記の対応、安全性検証等の後、段階的に訓練を再開した（宮崎本校：9月、帯広分校：10月、仙台分校：10月）。

【訓練再開後の対応】

- ・学生に対する訓練内容のアンケートの継続的な実施や理事長と学生の直接対話を受けて、アサーションのできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。
- ・ヒヤリハットについて、組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強

化し、平成24年度からの正式運用に向けて、試行的な運用を行うとともに、ヒヤリハットの重要性について、教官・学生に再徹底し、安全意識の向上に努めた。

- ・安全管理規程を見直し、定量的にリスクが評価できるように、分析手法を改善した。
- ・運輸安全委員会から提供された航空安全情報（事故機の機長は、服用後少なくとも通常投与時間の2倍の時間は航空業務に従事してはならない抗アレルギー薬を常用していたこと）に基づき、教官、学生に対し、今回の事例を紹介し、乗組員が自ら使用する医薬品についての注意を喚起し、医薬品を使用した場合の管理職又は上司への報告を徹底した。さらに、これらの内容を運航規程に盛り込んだ（1月）。

なお、当該事故については、運輸安全委員会において、事故調査が行われているところであるが、航空大学校としては、運輸安全委員会の調査結果を待つことなく、航空大学校として可能な限り原因調査を行い、考えられる要因について適時適切に再発防止策等の対応を図った。

具体的には、今回の事故が、山に衝突したという状況であることから、過去に発生した同種の事故の再発防止策、安全対策を参考に、操縦士（技量等の問題、過度の訓練集中、健康問題）、機材故障、気象の急変等に関して安全対策を進めている。

【今後の対応】

今後、訓練の安全体制について抜本的な見直しを図るとともに、航空事故調査の進展を受けて、適切な対応を行っていく。

また、平成22年11月5日、宮崎空港滑走路上で発生した訓練機のかく座事故を受けて、平成23年度に安全管理制度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにした。また、教官・学生に対し、安全教育を実施した。

なお、当初の年度計画に対する達成状況は、以下の通りである。

- ①安全教育の更なる向上を図るため、飛行訓練開始前の教育に関しては、航空環境が身体に及ぼす影響について内容を充実させ、教育時間を14時間に増加し、飛行訓練開始後の教育については、学科「航空安全」のシラバスを見直し、安全確保のためコックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用する内容を盛り込んだ。
- ②安全に関する基本方針に基づき、23年度安全業務計画を作成し、計画に基づいて安全総点検、事故処理訓練等の安全業務を実施した。
- ③平成23年度安全業務計画に基づく安全監査において、各校における訓練状況、再発防止策の実施状況について再確認を行った（帯広分校：12月、宮崎本校：2月、仙台分校：3月）。今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確認し改善を図っていく。さらに、今後、外部による監

査等を実施する予定。

④安全文化、リスクマネジメント等について、日本航空機操縦士協会の講師による安全教育を実施するなど安全意識の向上を図った。また、各校において、安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図った。なお、安全委員会には学生を参加させ、情報の共有、事故への予防意識の定着を図っている

・【平成24事業年度業務実績報告書】P17～P20

平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、平成23年度業務実績評価における安全に関する意見等を踏まえて、以下の対応を実施した。

【主な対応】

- ・航空事故調査官経験者を、安全統括管理者を補佐する位置の職務に起用して、安全体制を総合的に見直し、抜本的な安全対策を進めている。
- ・毎日のフライト前の健康状況の自己申告を強化した。
- ・学生からのアンケート等を充実し、得られた意見を踏まえ、アサーション（不安要因を発見した場合のはっきりとした助言）のできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。
- ・安全管理規程を見直し、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにした。
- ・ヒヤリハット・レポートについて、報告を受け付ける専門のグループを設置し、組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強化し、平成24年度から正式に運用を行っている。
- ・平成22年の宮崎本校におけるかく座事故を踏まえ、座学及び実地訓練において再発防止策を徹底している。
- ・簡易的な機能を有する対地接近警報装置及び航空機衝突防止装置について、効果の検証を行っているところ。また、教育目的として、離着陸時を含む飛行中のGPS受信機及びビデオカメラの使用について、国土交通省の確認を受けた。なお、仙台フライト課程において使用しているG58型機については、簡易的な対地接近警報装置、航空機衝突防止装置の機能を既に有している。引き続き、安全運航について万全を期すとともに、航空事故調査の進展を受けて、適切な対応を行っていく。

①航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間（航空安全6時間、航空生理14時間）、飛行訓練開始後40時間（航空安全34時間、航空生理6時間）とするシラバスを策定し、平成25年度からの実施に先立ち、平成24年7月から仙台分校において、また、平成25年2～3月から宮崎本校及び帯広分校において試行的に訓練を実施した。また、仙台フライト課程において、11月

より訓練にTEMを導入し訓練時のTHREATを調査した。帯広及び宮崎フライト課程においても、2月からTEMを試験的に導入した教育を開始した。

②安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、内部で再確認するとともに、安全推進方針として定められている「安全に関する基本方針」について、毎年7月を航大安全月間と設定する改正を行い、安全研修、安全総点検、事故処理訓練などを実施した。また、安全業務計画を総合安全推進会議及び各校の安全委員会において作成し、計画を実施した。

③総合安全推進会議において各校の安全監査計画を策定し、当該計画に従って安全監査を実施した（11月：帯広分校、仙台分校、2月：宮崎本校）。今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確認し改善を図っていく。

④以下のとおり、役職員及び学生全員を対象として外部講師による安全教育を2回実施した。

- ・ヒューマンエラーの専門家（日本ヒューマンファクター研究所垣本氏）を外部講師として招聘し、「飛行安全とヒューマンファクター」をテーマに、7月の安全月間に安全教育を行った。
- ・運輸安全委員会航空事故調査官を外部講師として、役職員を対象に「航空事故調査官から見た小型機の航空事故」、「航空事故調査手法を応用した安全活動」をテーマに、学生を対象に「航空事故調査官から見た最近の航空事故等の教訓」をテーマに1月に安全教育を行った。

さらに、外部講師による安全教育に加えて、学科首席教官による「学生訓練とCRM」についての講義を7月に実施した。

また、各校においては、毎月、安全委員会を開催するとともに、総合安全推進会議の主導により9月以降原則毎月3校合同の安全委員会を開催し、意見交換、情報共有等を行った。

・【平成25事業年度業務実績報告書】P17～P20

平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、12月に公表された運輸安全委員会の事故調査報告書の内容及び勧告を踏まえて安全文化の構築を含めた更なる安全対策を実施した。また、安全対策等を確実に実施し定着させるため、平成25年度末に中期計画を変更するとともに、平成26年度以降の年度計画に盛り込むこととした。

①航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間とするシラバスを開始した。また、安全管理システムを活用して、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、2月をヒヤリハット・レポート提出強化月間としてレポートの提出を奨励し、提出しやすい環境の整備に努めた。さらに、9月に、国内で飛行訓練を行う法政大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。

②安全管理システム（SMS）のもと、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で策定された安全に関する基本方針に基づき、毎飛行前における健康状況の自己申告を強化した取り組みの継続、毎飛行後における訓練内容の調査等を通じた訓練機内の安全性リスクの把握・管理、空中衝突の防止等安全運航に寄与する機器の搭載の可能性の検討等も盛り込んだ安全業務計画を作成し実施した。

③総合安全推進会議において各校の安全監査プログラムを策定し、当該計画に従って、2月に各校の安全監査を実施した。また、1月に国土交通省航空局による安全監査を受検し、勧告を踏まえた安全対策の取組状況について確認を受けた。

④以下のとおり、役職員及び学生を対象として外部講師による安全教育を年2回実施した。

- ・7月の航大安全月間に、航空会社の現役パイロットを招聘し、「航空安全システムとパイロットに求められるもの」をテーマに行った。

- ・3月に、国土交通省航空局航空事業安全推進官を招聘し、「航空安全情報」及び「航空安全プログラム」をテーマに行った。加えて、学生に対する教育の一環として以下の講演を実施した。

- ・航空機製造メーカーによる「航空機戦略」及び「将来の航空市場予測」

- ・航空大学卒業生による「卒業生が語る操縦の心」

また、各校においては、安全委員会を毎月開催するとともに、合同安全委員会を5回開催し、各校の情報共有を深めた。

・【平成26事業年度報告書】

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行った。

①航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。

イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。

1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。

2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14509時間に対して8件発生しており、10000時間あたり5.51件であった。

3) 安全教育受講回数：7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施した。

4) 役員、教官又は実科首次席教官（経験者含む）による教官オブザーブは教官1人に対して年に2回実施した。（教官によっては3回以上実施した。）

5) ヒヤリハット報告は年間で32件の報告があった。

ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム（SMS）の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議に

において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化（JUST CULTURE）を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。

ハ 公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度（VOICES）の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。

ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、学生の入校時に合わせて年間4回実施した。

アサーション（注意喚起）がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。事故の記憶を風化させないための事故関連資料を常時閲覧が可能とし、入校時等での資料の回覧及び慰霊祭等を実施した。整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。訓練機の安全運航の確保について、外国の国立操縦士養成機関の安全対策等の調査を行い、調査結果を報告書として取りまとめているところ。

② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。また、公正な文化（JUST CULTURE）に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム（SMS）の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。

③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図ると

ともに、検討の上、全機での運用を開始した。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。次年度以降は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官（経験者を含む）による教育オブザーブを充実・強化させ、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。機内ビデオカメラの設置の可能性について調査を行い、操縦時の視野の確保や訓練中に学生が上空で座席を入れ替わる際の障害にならない等の条件により設置箇所が機体後方に限定されるため画像検証の手法としては不十分であるため、設置については当面見合わせることにした。宮崎フライト課程と帯広フライト課程における訓練機について、安全性が強化された新型機への更新について必要な性能及び保守体制等を取り纏めた。

- ④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を4回受検した。

・【平成27事業年度報告書】

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行った。

- ①航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。

イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。

- 1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。
- 2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14,365時間に対して6件発生しており、10000時間あたり4.17件であった。
- 3) 安全教育受講回数：7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施した。
- 4) 役員、教官又は実科首次席教官（経験者含む）による教官オブザーブは（教官1人に対して）年に4.9回実施した。
- 5) ヒヤリハット報告は年間で38件の報告があった。

ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム（SMS）の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。SMSの一環として策定された安

全に関する基本方針に基づき、公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化（JUST CULTURE）を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。

組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。

ハ 公正な文化（JUST CULTURE）の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度（VOICES）の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。

ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、年間4回実施した。

アサーション（注意喚起）がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。事故の記憶を風化させないよう事故関連資料を展示する「安全教室」（仮称）を設置に向けて準備を進めた。整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。

② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。また、公正な文化（JUST CULTURE）に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム（SMS）の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。

③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、検討の上、全機での運用を開始した。また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。今年度は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。さらに、役員、教頭又は実科首次席教官（経験者を含む）による教育オブザーブを充実・強化させ

、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。

④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を3回受検した。

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

※公正な文化（JUST CULTURE）とは、安全に関する大切な情報を提出することが奨励され、許容されること・されないことが明確に区別されることにより構築される。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（4）私立大学等の民間操縦士養成機関への協力

操縦士の養成における民間参入の拡大のため、私立大学等の民間操縦士養成機関における操縦士の養成が安定的になされるように、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成、大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとすべき措置

（4）私立大学等の民間操縦士養成機関への協力

航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容（シラバス）の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム（SMS）整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施する。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

以下のとおり、私立大学と操縦士養成に関する協力協定を締結し、CRM等の座学資料の共同作成を行った。

- ・東海大学：平成24年2月
- ・桜美林大学：平成24年10月
- ・法政大学：平成24年12月
- ・崇城大学：平成25年10月

- ・ 第一工業大学：平成25年12月
- ・ 千葉科学大学：平成26年3月

また、平成25年9月に法政大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。

さらに、平成26年度には航空機操縦士連絡協議会及び同協議会WGにおいて、航空大学校の訓練における教授手法等の支援を行うべく、当校の訓練オブザーブの実施について提案を行い、平成27年度には、日本航空大学校（9月）及び東海大学（1月）に対して各1回実施した。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（5）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。
- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

（5）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。
- ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制／基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ① 各年度において、国の航空従事者試験官の技量保持訓練及び特定操縦技能審査を受託し、訓練を実施した。
- ② 乗員養成や航空安全に関して、随時、国土交通省と意見交換を行った。また、海外のパイロット養成機関等に対して航空大学校の施設見学を実施する等、航空技術安全行政への支援を行った。
- ③ 交通政策審議会航空分科会基本政策部会技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会における検討を踏まえ、年間72名の操縦士を養成し、操縦士の安定的な供給源としての中心的な役割を果たした。また、平成26年度・27年度には全日本空輸株式会社より操縦士訓練及び教官の教育証明に関する訓練を以下の通り受託した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(6) 成果の活用・普及

航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとすべき措置

(6) 成果の活用・普及

従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

① 実績値及び取組み

・【平成23事業年度業務実績報告書】P24～P25

平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図った。

【航空教室】

宮崎本校：3回

帯広分校：2回

【市民航空講座】

宮崎本校：2回

帯広分校：2回

平成24年度以降は、各校にて「空の日」行事を実施するとともに、校外学習の一環として、「航空教室」及び「市民航空講座」を実施し、航空思想の普及、啓発に努めた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

上記活動以外にも航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして以下の活動を平素より実施している。

- ・ホームページの活用による航空大学校紹介活動
- ・航空思想普及のための施設見学
- ・航空大学校のPRとなるマスコミ等への情報の提供

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(7) 内部統制の充実・強化

内部統制については、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含め、更に充実・強化を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(7) 内部統制の充実・強化

法令遵守の徹底及び内部統制の強化は安全を確保する上で極めて重要であることに鑑み、法令遵守及び内部統制の監査の実施の強化や、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

各年度において監事による業務監査を実施した。内部評価委員会においては、外部委員として宮崎公立大学辻教授に参画頂いた。

コンプライアンス研修を担当役職員が受講し、その研修内容を全職員に周知した。

また、平成 25 年度から平成 27 年度は内閣官房情報セキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構が主催した情報セキュリティ勉強会総務省行政管理局が主催した情報公開・個人情報保護担当者連絡議に担当者を参加させるとともに、これらのセミナー等の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策について周知徹底を図った。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育にかかるコスト構造の明確化を図るとともに、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

(1) 組織運営の効率化

事業全般の精査・見直しを行い、効率的な運営体制を確保しつつ、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた事業運営の合理化・適正化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、管理部門の簡素化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

以下の措置を活用した事業運営体制の合理化・適正化を図ることにより、中期目標期間中に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、常勤職員数を削減する。

- ① 運航支援業務（整備業務、運航管理業務）の民間委託等を引き続き図る。
- ② 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。

① 実績値及び取組み

運航支援業務、整備業務及び管理業務のそれぞれについて、①及び②に示すような業務の見直しを図り、効率化を段階的に推進して常勤職員数を削減した。

- ①整備業務について、部品管理の維持管理等を請負業者へ委託することにより、業務の簡素化を図った。また、運航管理業務について、引き続き契約職員を活用した。
- ②平成26年度からの新たな管理業務体制において、両分校の総務課業務に係る案件は本校総務課・会計課に直ちに報告され、重要な案件は本校で速やかに検討することとした。

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・契約職員とは、退職した職員等を任期付きで雇用する職員のことをいう。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用

操縦士養成業務に必要な役職員を確保するとともに、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

① 実績値及び取組み

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、各事業年度において職員の約14%～28%（年平均22%程度）について、国との人事交流を行い、内部組織の活性化を図り、運営の効率化を推進した。

- ・平成23年度 約23%（25名）
- ・平成24年度 約22%（24名）
- ・平成25年度 約14%（15名）
- ・平成26年度 約28%（28名）
- ・平成27年度 約9.2%（9名）。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

現行の養成期間（2年間）を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、飛行訓練装置の更なる活用による効果的な実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

① 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の510時間から1割程度増やし、養成期間を現行の4ヶ月から5ヶ月に延長して教育の適正化・質の向上を図る。

ロ 実科教育においては、飛行訓練装置を活用することにより、仙台フライト課程における実機の操縦演習を現行の70時間から65時間程度に、同課程の養成期間を現行の8ヶ月から7ヶ月に短縮し、適正化・効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

イ 平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスによる学科教育を継続した。新シラバスにおいては、教育時間を510時間から561時間に増加し、気象の実践的な解析、次世代の航法方式等の内容を充実させ、質の向上を図った。その結果、新シラバスにおける期末試験の平均点は旧シラバスの平均点よりも引き続き高い傾向にあり、加えて、事業用操縦士の学科試験について、初回の受験での合格率を比較したところ、新シラバスの学生の方が高い合格率である。

ロ 仙台フライト課程の養成期間を7ヶ月に短縮するシラバスを平成23年度入学者(58回生I期)から開始した。

飛行訓練装置について、平成25年6月に宮崎フライト課程及び帯広フライト課程における訓練に新しく導入した。また、仙台フライト課程においては、従来の実機を中心とした訓練内容を大胆に見直し、飛行訓練装置を最大限活用することとし、平成26年5月に国土交通省航空局に対して当該内容を通知の上で、訓練及び審査に飛行訓練装置をさらに活用することとした。26・27年度は更なる効率的な訓練とするため、シラバスを見直し、飛行訓練装置の時間短縮を図った。これらの取り組みにより、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化がなされた。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

② 教育支援業務の効率化

新技術等の活用を図り運用業務及び整備業務の効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

仙台分校に導入された双発訓練機（G58）の整備方式をContinuing Care Inspection Guide（CCI方式）からShort Inspection Guide（S I方式）に移行完了し、評価の結果整備工数が（9機合計で）約4600工数、整備費約5800万円を削減した。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制すること。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うこと。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

業務の効率化等により一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

各年度の一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、あらかじめ削減の措置を図った予算内で執行した。経費節減の余地については、予算執行時にヒアリングを実施するなど当該業務の必要性について、常に確認した上で適切かつ適正

に予算を執行した。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

④ 業務経費の縮減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

④ 業務経費の縮減

業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

① 実績値及び取組み

各年度の業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、飛行訓練装置の活用や整備方式の移行による業務の効率化を進めるとともに、収入金の充当により東日本大震災により中断された訓練を取り戻しつつ、予算内で執行した。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の区分・把握を行い、経費の推移比較や経費のコスト構造の推移など、教育コストの分析・評価を行った。効率的な業務運営を進めた結果、人件費や運航費の削減を実現した。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

⑥ 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組みを着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

⑥ 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組みを着実に実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

各年度において契約監視委員会を開催し、一者応札・応募案件について報告し、当該委員会のアドバイスを受け、契約状況の点検、見直しを実施し、一者応札案件の改善策を講じた。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 中期計画に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画（人件費の見積もりを含む）

(1) 予算、収支計画及び資金計画は、中期計画別紙1のとおり

①実績値及び取組み

別紙1、2、3のとおり

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	10,334	10,261	▲73
施設整備費補助金	588	1,440	852
自己収入	3,492	3,920	428
計	14,413	15,623	1,210
支 出			
業務経費	7,256	7,871	615
教育経費	7,256	7,871	615
人件費	5,394	4,803	▲591
施設整備費	588	1,440	852
一般管理費	1,176	1,205	29
計	14,413	15,319	906

【人件費の見積】

年度総額 3,852 百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	14,530	15,427	897
經常費用	14,530	15,121	591
一般管理費	1,764	2,540	776
減価償却費	117	694	577
教育経費	7,256	6,839	▲417
人件費	5,394	4,799	▲595
財務費用	0	369	369
臨時損失	0	186	186
収益の部	14,530	15,314	784
運営費交付金収益	10,334	9,609	▲725
施設費収益	588	1,328	740
業務収益	3,492	3,889	397
資産見返運営費交付金戻入	64	169	105
資産見返物品受贈額戻入	0	7	7
資産見返寄附金戻入	53	178	125
臨時利益	0	134	134
純利益	0	-15	▲15
総利益	0	-15	▲15

【 注 記 】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とする。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	14,413	15,308	895
業務活動による支出	13,826	13,130	▲696
投資活動による支出	588	1,695	1,107
財務活動による支出	0	482	482
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	14,413	15,926	1,513
業務活動による収入	13,826	14,503	677
運営費交付金による収入	10,334	10,261	▲73
業務収入	3,492	3,825	333
その他の収入	0	194	194
投資活動による収入	588	1,424	836
施設整備費補助金による収入	588	1,393	805
その他の収入	0	31	31
財務活動による収入	0	0	0

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

(2) 人件費削減の取組

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)

(2) 人件費削減の取り組み

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

なお、各事業年度毎の削減計画にあたっては、中期計画別紙2のとおりとする。

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

(3) 自己収入の拡大

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入すること。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応すること。

(中期計画)

3. 予算、収支計画及び資金計画(人件費の見積もりを含む)

(3) 自己収入の拡大

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させる。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応する。

①実績値及び取組み

平成23年度より、大学校の訓練の実施に直接必要となる経費（航空機のリース費、整備費、燃料等）の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入し、平成27年度にはその負担割合を2分の1（総経費の約3割程度）まで引き上げた。また、平成26年度から航空会社の負担額の算定方法が変更となったことを受け、航空会社と調整を行った。さらに、航空会社及び国土交通省航空局の訓練を受託することにより、自己収入の拡大を行った。

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 実績値及び取組み

今中期期間は短期借り入れなし

(中期計画)

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
該当なし

(中期計画)

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
市道（宮崎市）拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。
(財産処分の内容)
航空大学校土地

① 実績値及び取組み

平成23年度に、計画どおり市道（宮崎市）拡張に伴い、隣接する航空大学校宮崎本校土地の一部（664.21㎡）を約16百万円で宮崎市に売り払い、処分した。

(中期計画)

7. 剰余金の使途

- ① 入学希望者数の増加策に要する費用
- ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施
- ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入
- ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

① 実績値及び取組み

特になし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(中期計画)

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期計画別紙3のとおり

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定し、実施する。

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(2) 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。

(中期計画)

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

① 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

保有資産の必要性については、見直しを行い、必要性のないものはなかった。引き続き、適

時利用実態を把握し、将来に渡り業務を確実に実施するうえで、保有の必要性を検証する。

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

(中期計画)

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

① 方針

一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。

② 人件費削減の取り組み

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成21年度の対国家公務員指数が年齢勘案で106.3となっていることを踏まえ、平成27年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。

なお、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、今後も国との人事交流が行われることから、対国家公務員指数については、都市部の官署に勤務していた者や単身赴任者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当が支給されるため、一時的に指数を押し上げる要因となっている。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。

① 実績値及び取組み

①方針及び②人件費削減の取り組み

イ 本校及び分校の管理業務等の精査・見直しを図り、中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、各年度において3名削減した。

ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その結果や取り組み状況について公表した。

航空大学校は宮崎市、帯広市及び岩沼市に所在するため、都市部（東京都特別区等）の官署に在籍していた国家公務員からの出向者を受け入れる場合、これらの職員に対する地域手当の異動保障、広域異動手当及び単身赴任手当等の支給が必要となり、指数を押し上げる大きな要因となっている。引き続き100.0以下に引き下げるよう、国家公務員の給与水準を考慮した給与改定を行うと共に、指数を押し上げる要因となる諸手当（地域手当の異動保障等）が出来ただけ支給されないよう人事交流を行っていく。

Ⅱ 当該実績について自ら評価を行った結果

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	見込評価	期間実績評価 (自己評価)		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
(1)教育の質の向上								1-1	
①教育の質の向上	A	A	A	B	B	B	B		
②追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等	A	A	A	B	B	B	B		
③調査・研修の実施、質の向上及び効率化	A	A	A	B	B	B	B		
④人材・訓練機及び教育施設等の効果的な活用	A	S	A	B	B	B	B		
(2)操縦士養成の新たな手法等の検討	A	A	A	A	B	B	B	1-2	
(3)航空安全に係る教育等の充実	C	A	A	B	B	C	B	1-3	
(4)私立大学等の民間操縦士養成機関への協力	A	A	A	B	B	B	B	1-4	
(5)航空安全技術行政への技術支援機能の充実	A	A	A	B	A	B	B	1-5	
(6)成果の活用・普及	B	A	A	A	A	B	B	1-6	
(7)内部統制の充実・強化	A	A	A	B	B	B	B	1-7	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書No.	備考欄
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	見込評価	期間実績評価 (自己評価)		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
(1)組織運営の効率化の推進	A	A	A	B	B	B	B	2-1	
(2)人材の活用の推進	A	A	A	B	B	B	B	2-2	
(3)業務運営の効率化								2-3	
①教育・訓練業務の効率化	A	S	S	B	B	B	B		
②教育支援業務の効率化	S	A	S	B	B	B	B		
③一般管理費の縮減	A	A	A	B	B	B	B		
④業務経費の削減	A	A	A	B	B	B	B		
⑤教育コストの分析・評価	A	A	A	B	B	B	B		
⑥契約の適正化の推進	A	A	A	B	B	B	B		
III. 財務内容の改善に関する事項									
予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	B	B	B	B	3-1	
人件費削減の取り組み	-	-	-	-		-	-	3-2	
自己収入の拡大	A	A	A	A	B	B	B	3-3	
IV. その他の事項									
短期借入金の限度額	-	-	-	-		-	-	4-1	
不要財産の処分等に関する計画	-	-	-	-		-	-	4-2	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	A	-	-	-	B	B	B	4-3	
剰余金の使途	-	-	-	-			-	4-4	
施設・設備に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	4-5	
保有資産の検証・見直し	A	A	A	B	B	B	B	4-6	
人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	4-7	

※補足

平成23年度～平成25年度：SS、S、A、B、Cの5段階評価

平成26年度～平成27年度：S、A、B、C、Dの5段階評価

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	教育の質の向上		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット(アウトカム)情報										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
航空会社との 意見交換回数 (計画値)	年2回	—	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回			予算額(千円)	2,950,989	2,797,992	2,786,921	3,031,722	3,036,247
航空会社との 意見交換回数 (実績値)	—	年2回	年2回	年3回	年2回	年2回	年2回			決算額(千円)	3,630,592	2,899,849	2,878,048	2,932,135	3,428,957
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用(千円)	3,207,652	2,860,232	2,871,732	2,846,329	2,934,999
操縦教官への 技能審査 (計画値)	年1回	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			経常利益(千円)	3,220,557	2,938,657	2,854,410	2,820,019	2,923,447
操縦教官への 技能審査 (実績値)	—	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コ スト(千円)	2,756,812	2,345,935	2,012,883	1,899,117	1,899,534
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数(人)	110	107	104	101	98
養成人数 (計画値)	各年度72名	—	72名	72名	72名	72名	72名								
養成人数 (実績値)	—		36名	72名	72名	72名	72名								
達成度	—	—	50%	100%	100%	100%	100%								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦士を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。</p> <p>①エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、操縦士養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。</p>	<p>① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。</p>		<p>①以下を実施し、教育の質の向上を図った。</p> <p>イ エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握するため、航空大学校運営協力会議等を通じて各航空会社と定期的に意見交換等を行った。また、国土交通省にて開催された乗員政策等検討合同小委員会、航空機操縦士養成連絡協議会及び同協議会 WG にて操縦士の技量向上等について検討を行った。</p> <p>ロ 今中期期間においては、エアラインパイロット経験者を毎年採用するとともに、平成26年度からは全日本空輸株式会社より現役の機長を教官として招聘した。</p> <p>ハ 各種の研修、講習会、セミナー等に参加し、内部への水平展開を実施した。</p> <p>ニ 操縦教官に対し、年1回の定期技能審査及び緊急操作技量確認を実施した。</p>	<p>評定：B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度：A、平成24年度：A、平成25年度A、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。これらのことからBと評価する。</p>		
<p>② 操縦技量の一層の底上げを図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。</p>	<p>② 追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について、引き続き検証を行い、教育に反映する。</p>		<p>②平成23年度からの新追加教育時間制度を本格的に実施することにより、技能不十分による退学者数について引き続き少人数を維持するとともに、効率的な運用を行うことで追加教育時間数を減少させている。引き続き、追加教育の検証を行っていく。</p>	<p>評定：B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度：A、平成24年度：A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとして</p>		

				いる。 これらのことから B と評価する。		
③ 操縦士養成に係る教育技法及び評価法に関する調査・研究、国内の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。	③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化を図る。 イ 航空機の運航に関する基礎的研究 ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究 ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究ニ安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンフ		③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させた。 イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究や操縦士養成初期教育についての研究を進め、研究報告を行った。また、研究報告の内容を仙台課程の訓練実施要領に反映した。 ・小型機における非精密進入方式での CONTINUOUS DESCENT/FINAL APPROACH の導入について 他 ロ 飛行訓練装置を活用した新シラバスの効果を検証した結果、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化が図れたことから、審査の一部について実機に代えて飛行訓練装置を使用することとした。 また、G58型機のRNAV航行に係る日本の許可基準への適合性について、新規導入機のRNAV航行の許可を得た上で、学生訓練実施要領に規定した RNAV 航行実施手順の検証等を実施した。 ハ 個別の航空会社との意見交換の場において、MPLに	評価: B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことから B と評価する。		

	<p>アクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究</p>		<p>ついて意見交換を行った。大手航空会社では自社にてMPLを開始する等積極的な導入が見られたが、中小の航空会社では導入時期は未定であった。</p> <p>二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との共同研究「飛行教育におけるヒューマンファクター及びCRMに関する調査研究」を継続している。</p>			
<p>④ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名とする。また、より資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。</p>	<p>④ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名とする。資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。</p>		<p>【平成 23 年度業務実績報告書】P15～P16</p> <p>④東日本大震災により、仙台分校の庁舎、学生寮等が被災し、また訓練機、FTDも津波で流されるという甚大な被害を受け、仙台分校での教育ができなくなった。その後、復興を進め、仙台分校における訓練を10月に再開したが、在校生の訓練が遅れていた関係で、23年度に入学したのは36名にとどまった。</p> <p>・【平成 26 事業年度業務実績報告書】</p> <p>④ 年間の養成学生数を72名とした。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、学生募集のポスターや学校案内のパンフレットを作成するとともに、雑誌に航空大学校の紹介を掲載するなどの広報を実施した。また、インターネット等の媒体を有効活用し、引き続き、募</p>	<p>評価:B</p> <p>平成 23 年度については、東日本大震災の影響により、23年度中の入学者を36名とせざるを得なかったが、平成 24 年度以降の年間養成学生数は72名としている。</p> <p>これらのことから B と評価する。</p>		

			<p>集要項をHPからダウンロードできるようにするとともに、昨年に引き続き Face book を活用し、認知度の向上に努めた。</p> <p>入学試験の内容等は、昨年度に行った見直し(外部委託から内部教官作成への切り替え)について、評価を行った。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	操縦士養成の新たな手法等の検討		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討すること。	操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握するべく、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討する。		・【平成27事業年度業務実績報告書】 航空機操縦士連絡協議会や個別の航空会社との意見交換の場において、MPLIについて意見交換を行った。また、平成26年度に自衛隊出身の操縦士に必要な訓練シラバスを策定したが、航空局から発出された自衛隊出身の操縦士に係る「計器飛行証明取得のための訓練について」(平成26年12月1日付国空航第680号)や航空会社と意見交換	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。		

				を踏まえ、訓練シラバスを見直した。			
--	--	--	--	-------------------	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	航空安全に係る教育等の充実		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
航空事故・重大インシデント(計画値)	0件	—	0件	0件	0件	0件	0件							
航空事故・重大インシデント(実績値)	—	0件	1件	0件	0件	0件	0件							
イレギュラー運航件数(計画値)	10,000時間あたり4.78件以下	—	—	—	—	4.78件	4.78件							
イレギュラー運航件数(実績値)		10,000時間あたり4.78件以下	—	—	—	4.84件	4.18件							
達成度	—	—	—	—	—	+0.06件	-0.6件							
安全教育受講回数(計画値)	年2回以上	—	—	—	—	年2回以上	年2回以上							
安全教育受講回数(実績値)	—	年2回以上	—	—	—	年2回	年2回							
達成度			—	—	—	100%	100%							
教官オブザーブ回数(計画値)	教官1人に対し年2回以上		—	—	—	年2回以上	年2回以上							
教官オブザーブ回数(実績値)		教官1人に対し年2回以上	—	—	—	年2回以上	年2回以上							
達成度			—	—	—	100%	100%							
ヒヤリハット報告件数(計画値)	年間30件以上		—	—	—	年間30件以上	年間30件以上							
ヒヤリハット報告件数(実績値)		年間30件以上	—	—	—	年間32件	年間38件							
達成度			—	—	—	106.7%	126.7%							

安全委員会実施回数(計画値)	毎月1回		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回											
安全委員会実施回数(実績値)		毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回											
達成度			100%	100%	100%	100%	100%	100%											
役員及び職員への安全教育実施回数(計画値)	年2回以上		年2回程度	年2回程度	年2回程度	年2回以上	年2回以上												
役員及び職員への安全教育実施回数(実績値)		年2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回												
達成度			100%	100%	100%	100%	100%												
役員又は管理職員から職員への安全教育実施回数(計画値)	年2回以上					年2回以上	年2回以上												
役員又は管理職員から職員への安全教育実施回数(実績値)		年2回以上				年2回	年2回												
達成度						100%	100%												
内部安全監査の実施回数(計画値)	年1回		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回												
内部安全監査の実施回数(実績値)		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回												
達成度			100%	100%	100%	100%	100%												
安全総点検実施回数(計画値)	年2回					年2回	年2回												
安全総点検実施回数(実績値)		年2回				年2回	年2回												
達成度						100%	100%												
航空局安全監査実施回数(計画値)	年4回					年4回	年3回												
航空局安全監査実施回数(実績値)		年4回				年4回	年3回												
達成度						100%	100%												

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
航空事故・重大インシデントの発生を	安全運航の確保を業務運営上の最重要	平成26年度末時点での航空事故・重大インシデ	・【平成 23 事業年度業務実績報告書】P17～P21	評価:B 平成 23 年度7月 28 日、帯広		

<p>未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施すること。</p> <p>イ 航空大学校の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定すること。</p> <p>a. 業務の特性を表した指標であること。</p> <p>b. 測定可能な指標であること。</p> <p>c. 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。</p>	<p>課題として位置付け、航空事故・重大インシデント0件を達成するために、以下の事項を行う。</p> <p>① 航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。</p> <p>イ航空大学校の安全に関する取り組み目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定するものとする。</p> <p>a 業務の特性を表した指標であること。</p> <p>b 測定可能な指標であること。</p> <p>c 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善(現状が最高の安全性を示し、現状以上の改善ができない場合は、維持を含む。)した値を目標値としていること。</p>	<p>ント件数:1件</p>	<p>7月28日、帯広分校における飛行訓練において、3名(学生1名、教官2名)が死亡、1名(学生)が重傷を負う航空事故が発生した。</p> <p>航空大学校としては、このような悲惨な事故が二度と起きないように、理事長をはじめ役職員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねて参ります。</p> <p>事故発生後、訓練再開までに実施した安全対策、訓練再開後にこれまでに実施した安全対策、今後の対応については、以下の通り。</p> <p>【訓練再開までの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故後に全ての訓練機の運航を見合わせ、航空機及び訓練体制の総点検を実施した(8月)。 ・法令、訓練・運航・整備等の各種規程の遵守の再徹底を実施した(8月)。 ・コックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用することを再度徹底するための研修を行い、アサーション(不安全要因を発見した場合のはっきりとした助言)及び教育オブザーブの実施方法について、運航規程に明確化した(8月)。 ・訓練空域における安全訓練高度の再確認・徹底を実施するとともに、学生訓練実施要領を改正し、その旨を明記した(8月)。 	<p>分校における飛行訓練において、3名が死亡、1名が重傷を負う航空事故が発生した。</p> <p>航空大学校では、当該事故発生を受けて直ちに理事長以下全職員で航空機及び訓練体制の総点検並びに各種規程の遵守徹底を実施し、継続しているところ。さらに平成25年12月の運輸安全委員会からの勧告も踏まえて、安全運航の確保を最優先に安全対策の強化に努め、考え得る安全対策を実施してきたところ。</p> <p>現在は安全文化の構築を図っており、次年度以降も継続して安全文化の醸成に向けて各種の取組を行い、航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止するよう努めている。</p> <p>なお、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:C、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしており、安全運航の確保に向けて取り組みを行っている。</p> <p>これらを総合的に勘案し、Bと評価する。</p>		
--	---	----------------	--	--	--	--

<p>と。</p> <p>ロ 安全管理システム(SMS)のもと、航空大学校の安全達成度の測定及び監視等により、安全の傾向について把握・分析を行い、安全に関する取り組み目標等の再設定、安全最優先の意識の徹底、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施すること。</p> <p>ハ 航空大学校の安全に関する情報の収集体制を強化し、必要な場合には国土交通省等に報告すること。</p> <p>ニ 組織全体におけ</p>	<p>ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行う。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、安全業務計画を事業年度毎に作成し実施する。また、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。</p> <p>ハ 義務報告について引き続き実施するとともに、自発報告制度を確立し、個人が報告することを推奨する。また、必要に応じて国土交通省等に報告する。</p> <p>ニ 組織全体の安全</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生を受け、特別安全監査を実施し、法令及び各種規程の遵守状況及び安全教育の実施状況について確認した(宮崎本校、帯広分校:8月、仙台分校:10月)。 ・ 上記の対応、安全性検証等の後、段階的に訓練を再開した(宮崎本校:9月、帯広分校:10月、仙台分校:10月)。 <p>【訓練再開後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に対する訓練内容のアンケートの継続的な実施や理事長と学生の直接対話を受けて、アサーションのできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。 ・ ヒヤリハットについて、組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強化し、平成24年度からの正式運用に向けて、試行的な運用を行うとともに、ヒヤリハットの重要性について、教官・学生に再徹底し、安全意識の向上に努めた。 ・ 安全管理規程を見直し、定量的にリスクが評価できるように、分析手法を改善した。 ・ 運輸安全委員会から提供された航空安全情報(事故機の機長は、服用後少なくとも通常投与時間の2倍の時間は航空業務に従事してはならない抗アレルギー薬 			
---	---	--	--	--	--	--

<p>る安全に関する統一 的な組織風土の醸成 を促進するために、 役員及び職員に対す る安全教育を実施す るとともに、整備委託 先等についても安全 教育に関する指導・ 監督を行うこと。ま た、訓練機の安全運 航の確保に係る調 査・検討、その結果に ついて周知・徹底等 を図るための活動を 推進すること。</p>	<p>意識の更なる向上を 図るために学識経験 者、航空事故調査官 等の外部講師による 役員及び職員への安 全教育を毎年2回以 上実施する。また、航 空大学校内部におい ても職員への安全教 育を定期的を実施 し、法令等規則の遵 守に関しても注意喚 起を行うとともに、学 生からのアサーション (注意喚起)がしやす い雰囲気作りのため に教官を指導する等 の取り組みを推進す る。</p> <p>また、整備委託先 等に対しては安全監 査を通じて安全教育 実施の指導・監督を 行う。更に、訓練機の 安全運航の確保に係 る調査・検討を行うと ともに、その結果につ いて周知・徹底等を 図る。</p>		<p>を常用していたこと)に基づ き、教官、学生に対し、今回 の事例を紹介し、乗組員が 自ら使用する医薬品につい ての注意を喚起し、医薬品 を使用した場合の管理職又 は上司への報告を徹底し た。さらに、これらの内容を 運航規程に盛り込んだ(1 月)。</p> <p>なお、当該事故について は、運輸安全委員会におい て、事故調査が行われてい るところであるが、航空大学 校としては、運輸安全委員 会の調査結果を待つことなく、航空大学校として可能な 限り原因調査を行い、考え られる要因について適時適 切に再発防止策等の対応 を図った。</p> <p>具体的には、今回の事故 が、山に衝突したという状況 であることから、過去に発生 した同種の事故の再発防止 策、安全対策を参考に、操 縦士(技量等の問題、過度 の訓練集中、健康問題)、 機材故障、気象の急変等に 関して安全対策を進めてい る。</p> <p>【今後の対応】 今後、訓練の安全体制につ いて抜本的な見直しを図る とともに、航空事故調査の 進展を受けて、適切な対応 を行っていく。</p> <p>また、平成22年11月5日、 宮崎空港滑走路上で発生し た訓練機のかく座事故を受 けて、平成23年度に安全</p>			
---	---	--	---	--	--	--

<p>② 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するとともに、教育の質の更</p>	<p>② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管理システム(SMS)を活用して航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化する。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、効果的な方策の</p>		<p>管理制度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにした。また、教官・学生に対し、安全教育を実施した。</p> <p>なお、当初の年度計画に対する達成状況は、以下の通りである。</p> <p>①安全教育の更なる向上を図るため、飛行訓練開始前の教育に関しては、航空環境が身体に及ぼす影響について内容を充実させ、教育時間を14時間に増加し、飛行訓練開始後の教育については、学科「航空安全」のシラバスを見直し、安全確保のためコックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用する内容を盛り込んだ。</p> <p>②安全に関する基本方針に基づき、23年度安全業務計画を作成し、計画に基づいて安全総点検、事故処理訓練等の安全業務を実施した。</p> <p>③平成23年度安全業務計画に基づく安全監査において、各校における訓練状況、再発防止策の実施状況について再確認を行った(帯広分校:12月、宮崎本校:2月、仙台分校:3月)。</p> <p>今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確</p>			
--	---	--	--	--	--	--

<p>なる向上、平準化を図るために必要な措置を推進すること。</p> <p>④ 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する安全監査を定期的を実施するとともに、安全対策に万全を期すこと。</p>	<p>導入等を図るとともに、担当教官に対して必要に応じ教育方法等に関するアドバイス等を行う体制を充実させる。また、学生への教育の質の更なる向上、平準化を図るため、指導方法等に関する教官間の意見交換等を推進する。</p> <p>④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。</p>		<p>認し改善を図っていく。</p> <p>さらに、今後、外部による監査等を実施する予定。</p> <p>④安全文化、リスクマネジメント等について、日本航空機操縦士協会の講師による安全教育を実施するなど安全意識の向上を図った。</p> <p>また、各校において、安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図った。なお、安全委員会には学生を参加させ、情報の共有、事故への予防意識の定着を図っている</p> <p>・【平成 24 事業年度業務実績報告書】P17～P20</p> <p>平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、平成23年度業務実績評価における安全に関する意見等を踏まえて、以下の対応を実施した。</p> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空事故調査官経験者を、安全統括管理者を補佐する位置の職務に起用して、安全体制を総合的に見直し、抜本的な安全対策を進めている。 ・毎日のフライト前の健康状況の自己申告を強化した。 ・学生からのアンケート等を充実し、得られた意見を踏まえ、アサーション（不安全要因を発見した場合のはっ 			
---	---	--	--	--	--	--

				<p>きりとした助言)のできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理規程を見直し、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、安全管理制度を適切に運用できるようにした。 ・ヒヤリハット・レポートについて、報告を受け付ける専門のグループを設置し、組織的な分析及び情報共有が実施できるよう体制を強化し、平成24年度から正式に運用を行っている。 ・平成22年の宮崎本校におけるかく座事故を踏まえ、座学及び実地訓練において再発防止策を徹底している。 ・簡易的な機能を有する対地接近警報装置及び航空機衝突防止装置について、効果の検証を行っているところ。また、教育目的として、離着陸時を含む飛行中のGPS受信機及びビデオカメラの使用について、国土交通省の確認を受けた。なお、仙台フライト課程において使用しているG58型機については、簡易的な対地接近警報装置、航空機衝突防止装置の機能を既に有している。 <p>引き続き、安全運航について万全を期すとともに、航空事故調査の進展を受けて、</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>適切な対応を行っていく。</p> <p>①航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間(航空安全6時間、航空生理14時間)、飛行訓練開始後40時間(航空安全34時間、航空生理6時間)とするシラバスを策定し、平成25年度からの実施に先立ち、平成24年7月から仙台分校において、また、平成25年2～3月から宮崎本校及び帯広分校において試行的に訓練を実施した。</p> <p>また、仙台フライト課程において、11月より訓練にTEMを導入し訓練時のTHREATを調査した。帯広及び宮崎フライト課程においても、2月からTEMを試験的に導入した教育を開始した。</p> <p>②安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、内部で再確認するとともに、安全推進方針として定められている「安全に関する基本方針」について、毎年7月を航大安全月間と設定する改正を行い、安全研修、安全総点検、事故処理訓練などを実施した。また、安全業務計画を総合安全推進会議及び各校の安全委員会において作成し、計画を実施した。</p> <p>③総合安全推進会議において各校の安全監査計画を策定し、当該計画に従って</p>		
--	--	--	--	--	--

安全監査を実施した(11月:帯広分校、仙台分校、2月:宮崎本校)。今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確認し改善を図っていく。

④以下のとおり、役職員及び学生全員を対象として外部講師による安全教育を2回実施した。

- ・ヒューマンエラーの専門家(日本ヒューマンファクター研究所垣本氏)を外部講師として招聘し、「飛行安全とヒューマンファクター」をテーマに、7月の安全月間に安全教育を行った。
- ・運輸安全委員会航空事故調査官を外部講師として、役職員を対象に「航空事故調査官から見た小型機の航空事故」、「航空事故調査手法を応用した安全活動」をテーマに、学生を対象に「航空事故調査官から見た最近の航空事故等の教訓」をテーマに1月に安全教育を行った。

さらに、外部講師による安全教育に加えて、学科首席教官による「学生訓練とCRM」についての講義を7月に実施した。

また、各校においては、毎月、安全委員会を開催するとともに、総合安全推進会議の主導により9月以降原則毎月3校合同の安全委員会を開催し、意見交換、情報共有等を行った。

				<p>・【平成 25 事業年度業務実績報告書】P17～P20</p> <p>平成23年度から実施している対策について着実に実施し定着を図るとともに、12月に公表された運輸安全委員会の事故調査報告書の内容及び勧告を踏まえて安全文化の構築を含めた更なる安全対策を実施した。また、安全対策等を確実に実施し定着させるため、平成25年度末に中期計画を変更するとともに、平成26年度以降の年度計画に盛り込むこととした。</p> <p>① 航空安全教育について、CRMを充実させるとともに飛行開始前から学生への教育効果を高めることを目的として、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間とするシラバスを開始した。</p> <p>また、安全管理システムを活用して、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、2月をヒヤリハット・レポート提出強化月間としてレポートの提出を奨励し、提出しやすい環境の整備に努めた。さらに、9月に、国内で飛行訓練を行う法政大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。</p> <p>② 安全管理システム(SMS)のもと、安全運航の確保を業務運営上の最重要課</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

			<p>題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で策定された安全に関する基本方針に基づき、毎飛行前における健康状況の自己申告を強化した取り組みの継続、毎飛行後における訓練内容の調査等を通じた訓練機内の安全性リスクの把握・管理、空中衝突の防止等安全運航に寄与する機器の搭載の可能性の検討等も盛り込んだ安全業務計画を作成し実施した。</p> <p>③ 総合安全推進会議において各校の安全監査プログラムを策定し、当該計画に従って、2月に各校の安全監査を実施した。</p> <p>また、1月に国土交通省航空局による安全監査を受検し、勧告を踏まえた安全対策の取組状況について確認を受けた。</p> <p>④ 以下のとおり、役職員及び学生を対象として外部講師による安全教育を年2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月の航大安全月間に、航空会社の現役パイロットを招聘し、「航空安全システムとパイロットに求められるもの」をテーマに行った。 ・3月に、国土交通省航空局航空事業安全推進官を招聘し、「航空安全情報」及び「航空安全プログラム」をテーマに行った。 <p>加えて、学生に対する教育の一環として以下の講演を実施した。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

				<p>・航空機製造メーカーによる「航空機戦略」及び「将来の航空市場予測」</p> <p>・航空大学校卒業生による「卒業生が語る操縦の心」</p> <p>また、各校においては、安全委員会を毎月開催するとともに、合同安全委員会を5回開催し、各校の情報共有を深めた。</p> <p>・【平成26事業年度報告書】</p> <p>安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行った。</p> <p>①航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。</p> <p>イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。</p> <p>1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。</p> <p>2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14509時間に対して8件発生しており、10000時間あたり5.51件であった。</p> <p>3) 安全教育受講回数:7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>4) 役員、教官又は実科首席教官(経験者含む)による教官オブザーブは教官1人に対して年に2回実施した。(教官によっては3回以上実施した。)</p> <p>5) ヒヤリハット報告は年間で32件の報告があった。</p> <p>ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。</p> <p>SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化(JUST CULTURE)を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。</p> <p>組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。</p> <p>7月を航大安全月間として、</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

				<p>ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。</p> <p>ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度(VOICES)の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。</p> <p>ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、学生の入校時に合わせて年間4回実施した。</p> <p>アサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。</p> <p>日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>事故の記憶を風化させないための事故関連資料を常時閲覧が可能とし、入校時等での資料の回覧及び慰霊祭等を実施した。</p> <p>整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。</p> <p>訓練機の安全運航の確保について、外国の国立操縦士養成機関の安全対策等の調査を行い、調査結果を報告書として取りまとめているところ。</p> <p>②学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。</p> <p>過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練におけるTEMの実践の強化も図った。</p> <p>また、公正な文化(JUST CULTURE)に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、検討の上、全機での運用を開始した。</p> <p>また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。次年度以降は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。</p> <p>さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを充実・強化させ、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。</p> <p>学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。</p> <p>機内ビデオカメラの設置の可能性について調査を行い、操縦時の視野の</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>確保や訓練中に学生が上空で座席を入れ替わる際の障害にならない等の条件により設置箇所が機体後方に限定されるため画像検証の手法としては不十分であるため、設置については当面見合わせることにした。</p> <p>宮崎フライト課程と帯広フライト課程における訓練機について、安全性が強化された新型機への更新について必要な性能及び保守体制等を取り纏めた。</p> <p>④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を4回受検した。</p> <p>・【平成27事業年度報告書】 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、法令・規則を遵守し、また、安全意識を高めていくような安全文化を構築し、航空事故・重大インシデント0件を達成するために以下の事項を行った。</p> <p>【資料1-9】</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>①航空安全プログラム(SSP)に基づき、次に掲げる取り組みを実施し、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図った。</p> <p>イ 安全指標及び安全目標値について、以下のとおりであった。</p> <p>1) 航空事故・重大インシデント件数は0件であった。</p> <p>2) イレギュラー運航件数は、総飛行時間14,365時間に対して6件発生しており、10000時間あたり4.17件であった。</p> <p>3) 安全教育受講回数:7月と3月に外部講師により各1回ずつ年間で2回実施した。</p> <p>4) 役員、教官又は実科首次席教官(経験者含む)による教官オブザーブは(教官1人に対して)年に4.9回実施した。</p> <p>5) ヒヤリハット報告は年間で38件の報告があった。</p> <p>ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム(SMS)の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について、総合安全推進会議において半期毎に把握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取り組み目標の再設定を行った。</p> <p>SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>基づき、公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図るため、安全に関する基本方針を掲示板等に掲載し、また公正な文化(JUST CULTURE)を含め安全に関する基本方針カードを教職員及び学生全員に配布した。また、安全業務計画を作成し実施した。</p> <p>【資料1-10】</p> <p>組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において学生をオブザーバに加えた上で安全委員会を毎月1回実施した。また、各校間の情報共有等を深めるため三校合同の安全委員会を原則月に1回開催した。</p> <p>7月を航大安全月間として、ヒヤリハット報告の教育・奨励や安全教育など、安全のための取り組みを集中して行った。</p> <p>ハ 公正な文化(JUST CULTURE)の定着を図ることにより、報告する文化を確立し、義務報告について引き続き実施した。また、航空安全情報自発報告制度(VOICES)の周知など、ヒヤリハット報告等の教育・啓発を進めることで自発報告制度の確立を図った。また、必要に応じて国土交通省等に報告した。</p> <p>ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及</p>		
--	--	--	---	--	--

				<p>び職員への安全教育を2回実施した。また航空大学校内部においても、役員又は管理職員から職員への安全教育及び法令等規則の遵守に関する指導については、年間4回実施した。</p> <p>アサーション(注意喚起)がしやすい雰囲気作りについては、学生から理事長へ直接提出するアンケート等により教官に対しての個別指導を行うなどの取り組みを強化した。</p> <p>日本航空機操縦士協会等が主催する外部研修や安全推進のための取組へ積極的に参加した。</p> <p>事故の記憶を風化させないよう事故関連資料を展示する「安全教室」(仮称)を設置に向けて準備を進めた。</p> <p>整備委託先等に対しては安全監査等を通じて安全教育実施の指導・監督を行った。</p> <p>②学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始した。</p> <p>過去の事例から航空事故とCRMについて教授するなど、航空安全についての教育を、飛行訓練開始前20時間、飛行訓練開始後40時間実施した。特に飛行訓練開始前からのCRMについての教育を充実させただけでなく、飛行訓練における</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

				<p>TEMの実践の強化も図った。</p> <p>また、公正な文化(JUST CULTURE)に基づく安全風土を醸成するように努めた。その上で、安全管理システム(SMS)の適切な機能を図り、航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取り組みを強化した。</p> <p>③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために、既に一部で導入しているICレコーダーについては効果や課題を確認し、必要に応じ改善を図るとともに、検討の上、全機での運用を開始した。</p> <p>また、学生からのアンケートに基づき、適切な改善を進めるとともに、より効果的な方策の導入を検討した。今年度は紙媒体だけでなくメール等のウェブでも提出可能とした。</p> <p>さらに、役員、教頭又は実科首次席教官(経験者を含む)による教育オブザーブを充実・強化させ、担当教官に対する教育方法等に関するアドバイス等を的確に行う体制を充実させた。</p> <p>学生への教育の質の向上、平準化を図るため、毎月開催する教官会議において指導方法等に関する意見交換</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>等を推進するとともに、教官採用に当たっての適正の確認方法及び採用後の教育方法について見直し、一層の強化を図った。</p> <p>④総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を1回実施するとともに、自己監査としての安全総点検を2回実施した。また、航空大学校全体にかかる安全管理体制が適切に機能しているか航空局による安全監査を3回受検した。</p>			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	私立大学等の民間養成機関への協力		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
操縦士の養成における民間参入の拡大のため、私立大学等の民間操縦士養成機関における操縦士の養成が安定的になされるように、学科及び実技に関する標準となるような教材の作成、大学校が保有する訓練ノウハウの提供等により、民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施すること。	航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容(シラバス)の提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム(SMS)整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施する。		以下のとおり、私立大学と操縦士養成に関する協力協定を締結し、CRM等の座学資料の共同作成を行った。 ・東海大学:平成24年2月 ・桜美林大学 :平成24年10月 ・法政大学:平成24年12月 ・崇城大学 :平成25年10月 ・第一工業大学 :平成25年12月 ・千葉科学大学 :平成26年3月 また、平成25年9月に法政	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。		

			<p>大学及び崇城大学とヒヤリハット情報の共有に関する協力協定を締結し、飛行訓練の安全性向上を図った。</p> <p>さらに、平成 26 年度には航空機操縦士連絡協議会及び同協議会WGにおいて、航空大学校の訓練における教授手法等の支援を行うべく、当校の訓練オブザーブの実施について提案を行い、平成 27 年度には、日本航空大学校(9 月)及び東海大学(1 月)に対して各1回実施した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	航空技術安全行政への技術支援機能の充実		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。 ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。	① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。 ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制/基		① 各年度において、国の航空従事者試験官の技量保持訓練及び特定操縦技能審査を受託し、訓練を実施した。 ② 乗員養成や航空安全に関して、随時、国土交通省と意見交換を行った。また、海外のパイロット養成機関等に対して航空大学校の施設見学を実施する等、航空技術安全行政への支援を行った。	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はAとしている。 これらのことからBと評価する。		

		<p>準の策定や評価の場 へフィードバックする 機能の充実を 図る。</p>		<p>② 交通政策審議会航空 分科会基本政策部会技 術・安全部会乗員政策 等検討合同小委員会に おける検討を踏まえ、年 間72名の操縦士を養成し、操縦士の安定的 な供給源としての中心 的な役割を果たした。また、平成26年度・27年 度にはには全日本空輸 株式会社より操縦士訓練及び教官の教育証明 に関する訓練を以下の 通り受託した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	成果の活用・普及		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
航空教室実施回数(計画値)	各年度4回程度		4回	4回	4回	4回	4回						
航空教室実施回数(実績値)			5回	16回	19回	25回	15回						
達成度			125%	400%	475%	625%	375%						
市民航空講座実施回数(計画値)	各年度2回程度		2回	2回	2回	2回	2回						
市民航空講座実施回数(実績値)			4回	9回	8回	9回	16回						
達成度			200%	450%	400%	450%	800%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。	従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空		・【平成23事業年度業務実績報告書】P24~P25 平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。 また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図った。 【航空教室】 宮崎本校:3回	評定:B 平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。一方で平成24年度以降は年度計画を着実に実施し、従前の取組を超えるべく航空思想の普及、啓発を図ってきたところ。 また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度:B、平成24年度:A、平			

	講座を年間2回程度実施する。		<p>帯広分校:2回 【市民航空講座】 宮崎本校:2回 帯広分校:2回</p> <p>・平成24年度以降は、各校にて「空の日」行事を実施するとともに、校外学習の一環として、「航空教室」及び「市民航空講座」を実施し、航空思想の普及、啓発に努めた。</p>	<p>成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はAであり、平成27事業年度の自己評価はAとしている。</p> <p>これらのことからBと評価する。</p>		
--	----------------	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	内部統制の充実・強化		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人航空大学校法(平成11年法律第215号) 第十一条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額(千円)					
								決算額(千円)					
								経常費用(千円)					
								経常利益(千円)					
								行政サービス実施コスト (千円)					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
内部統制については、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含め、更に充実・強化を図ること。	法令遵守の徹底及び内部統制の強化は安全を確保する上で極めて重要であることに鑑み、法令遵守及び内部統制の監査の実施の強化や、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、		各年度において監事による業務監査を実施した。内部評価委員会においては、外部委員として宮崎公立大学辻教授に参画頂いた。 コンプライアンス研修を担当職員が受講し、その研修内容を全職員に周知した。 また、平成25年度から平成27年度は内閣官房情報セキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構が主催した情報セキュ	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。			

	<p>役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。</p>		<p>リティ勉強会総務省行政管理局が主催した情報公開・個人情報保護担当者連絡議に担当者を参加させるとともに、これらのセミナー等の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策について周知徹底を図った。</p>			
--	-------------------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>						
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員削減数(計画値)	3名	—	3名	3名	3名	3名	3名	
常勤職員削減数(実績値)	—	3名	3名	3名	3名	3名	3名	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>事業全般の精査・見直しを行い、効率的な運営体制を確保しつつ、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた事業運営の合理化・適正化を図ること。</p> <p>① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。</p> <p>② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。</p> <p>③ 管理業務の精査・見直しを行い、管理部門の簡素化を図る</p>	<p>事業全般の精査・見直しを行い、効率的な運営体制を確保しつつ、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた事業運営の合理化・適正化を図ること。</p> <p>① 運航支援業務(整備業務、運航管理業務)の民間委託等を引き続き図る。</p> <p>② 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の</p>		<p>運航支援業務、整備業務及び管理業務のそれぞれについて、①及び②に示すような業務の見直しを図り、効率化を段階的に推進して常勤職員数を削減した。</p> <p>① 整備業務について、部品管理の維持管理等を請負業者へ委託することにより、業務の簡素化を図った。</p> <p>また、運航管理業務について、引き続き契約職員を活用した。</p> <p>② 平成26年度からの新たな管理業務体制において、両分校の総務課業務に係る案</p>	<p>評価:B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。</p> <p>これらのことからBと評価する。</p>		

こと。	精査見直しを実施する。		件は本校総務課・会計課に直ちに報告され、重要な案件は本校で速やかに検討することとした。			
-----	-------------	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	人材の活用		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職員に対する人事交流比率	10%程度	-	23%	22.4%	16.4	27.7%	9.2%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
操縦士養成業務に必要な役職員を確保するとともに、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。	エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。	職員数に対する人事交流比率	エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、各事業年度において職員の約14%~28%(年平均22%程度)について、国との人事交流を行い、内部組織の活性化を図り、運営の効率化を推進した。 ・平成23年度 約23%(25名) ・平成24年度 約22%(24名) ・平成25年度 約14%(15名) ・平成26年度 約28%(28名) ・平成27年度 約9.2%(9名)	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

業務実績等報告書様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(年度計画額)(千円)		-	142,874	138,588	134,430	133,923	129,973	679,788
一般管理費(年度実績額)(千円)		-	181,429	142,881	142,741	148,171	221,333	836,555
上記削減率	中期目標期間に見込まれる経費総額を初年度経費に5を乗じた額の6%程度に抑制する。							
達成度								
業務経費(年度計画額)(千円)		-	1,028,122	1,017,841	1,007,662	1,111,725	1,193,116	5,358,466
業務経費(年度実績額)(千円)		-	825,246	1,208,061	1,122,655	1,106,261	1,421,569	5,683,792
上記削減率	中期目標期間に見込まれる経費総額を初年度経費に5を乗じた額の2%程度に抑制する。							
達成度								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価

			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。</p> <p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>現行の養成期間(2年間)を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、飛行訓練装置の更なる活用による効果的な実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。</p>	<p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>現行の養成期間(2年間)を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、飛行訓練装置の更なる活用による効果的な実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。</p>		<p>①教育・訓練業務の効率化</p> <p>イ 平成23年度から宮崎学科課程において開始した新シラバスによる学科教育を継続した。新シラバスにおいては、教育時間を510時間から561時間に増加し、気象の実践的な解析、次世代の航法方式等の内容を充実させ、質の向上を図った。その結果、新シラバスにおける期末試験の平均点は旧シラバスの平均点よりも引き続き高い傾向にあり、加えて、事業用操縦士の学科試験について、初回の受験での合格率を比較したところ、新シラバスの学生の方が高い合格率である。</p> <p>ロ 仙台フライト課程の養成期間を7ヶ月に短縮するシラバスを平成23年度入学者(58回生I期)から開始した。</p> <p>飛行訓練装置について、平成25年6月に宮崎フライト課程及び帯広フライト課程における訓練に新しく導入した。また、仙台フライト課程においては、従来の実機を中心とした訓練内容を大胆に見直し、飛行訓練装置を最大限活用することとし、平成26年5月に国土交通省航空局に対して当該内容を通知の上で、訓練及び審査に飛行訓練装置をさらに活用することとした。26・27年度は更なる効率的な訓練とするため、シラバスを見直し、飛行訓練装置の時間短縮を図った。</p>	<p>評価:B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:S、平成25年度Sであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。</p> <p>これらのことからBと評価する。</p>		

			これらの取り組みにより、技量の質を維持しつつ、運航経費が削減されるとともに、天候に影響されない訓練が実施でき訓練の効率化がなされた。			
②教育支援業務の効率化 運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。	②教育支援業務の効率化 新技術等の活用を図り運用業務及び整備業務の効率化を図る。		② 教育支援業務の効率化 仙台分校に導入された双発訓練機(G58)の整備方式をContinuing Care Inspection Guide (CCI方式)からShort Inspection Guide (SI方式)に移行完了し、評価の結果整備工数が(9機合計で)約4600工数、整備費役5800万円を削減した。。	<p>評価: B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成 23 年度: S、平成 24 年度: A、平成 25 年度 S であり、平成 26 事業年度の主務大臣による評価結果は B であり、平成 27 事業年度の自己評価は B としている。</p> <p>これらのことから B と評価する。</p>		
③ 一般管理費の縮減 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制すること。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うこと。	③ 一般管理費の縮減 業務の効率化等により一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。また、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。		③ 一般管理費の縮減 各年度の一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、あらかじめ削減の措置を図った予算内で執行した。経費節減の余地については、予算執行時にヒアリングを実施するなど当該業務の必要性について、常に確認した上で適切かつ適正に予算を執行した。	<p>評価: B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成 23 年度: A、平成 24 年度: A、平成 25 年度 A であり、平成 26 事業年度の主務大臣による評価結果は B であり、平成 27 事業年度の自己評価は B としている。</p> <p>これらのことから B と評価する。</p>		
④ 業務経費の縮減 業務経費(人件費、公租公課等の所要額	④ 業務経費の縮減 業務の効率化等により業務経費(人件費、		④ 業務経費の削減 各年度の業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要と	<p>評価: B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p>		

<p>計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制すること。</p>	<p>公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。</p>		<p>する経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、飛行訓練装置の活用や整備方式の移行による業務の効率化を進めるとともに、収入金の充当により東日本大震災により中断された訓練を取り戻しつつ、予算内で執行した。</p>	<p>また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。</p>		
<p>⑤教育コストの分析・評価 適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。</p>	<p>⑤教育コストの分析・評価 教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。</p>		<p>⑤ 教育コストの分析・評価 教育業務、教育支援業務及び付帯業務に係る経費の区分・把握を行い、経費の推移比較や経費のコスト構造の推移など、教育コストの分析・評価を行った。効率的な業務運営を進めた結果、人件費や運航費の削減を実現した。</p>	<p>評定:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。</p>		
<p>⑥契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>⑥契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。</p>		<p>⑥ 契約の適正化の推進 各年度において契約監視委員会を開催し、一者応札・応募案件について報告し、当該委員会のアドバイスを受け、契約状況の点検、見直しを実施し、一者応札案件の改善策を講じた。</p>	<p>評定:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の自己評価Bとしている。 平成27事業年度においても年度計画を着実に実施することとしている。 これらのことからBと評価する。</p>		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

業務実績等報告書様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算・収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標 (中期計画額)	基準値 (予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平成23年度～平成27年度 実績額合計
[予算]								
収入								
運営費交付金	10,334		2,304	2,012	1,985	2,113	1,847	10,261
施設整備費補助金	588		1,102	83	78	118	59	1,440
業務収入	3,492		505	628	851	985	951	3,920
計	14,413		3,912	2,724	2,914	3,216	2,857	15,623
支出								
業務経費	7,256		1,148	1,683	1,642	1,706	1,692	7,871
教育経費	7,256		1,148	1,683	1,642	1,706	1,692	7,871
人件費	5,394		1,138	913	935	861	956	4,803
施設整備費	588		1,102	83	78	118	59	1,440
一般管理費	1,176		243	221	223	247	271	1,205
計	14,413		3,631	2,900	2,878	2,932	2,978	15,319
[収支計画]								
費用の部	14,530		3,766	2,983	2,873	2,850	2,955	15,427
経常費用	14,530		3,690	2,859	2,872	2,846	2,854	15,121
一般管理費	1,764		1,345	277	304	270	344	2,540
減価償却費	117		59	156	148	145	186	694
教育経費	7,256		1,148	1,429	1,404	1,489	1,369	6,839

人件費	5,394		1,138	912	934	860	955	4,799
財務費用	0		37	85	82	83	82	369
臨時損失	0		39	124	1	3	19	186
収益の部	14,530		3,642	2,962	2,856	2,824	3,030	15,314
運営費交付金収益	10,334		1,976	2,119	1,890	1,777	1,847	9,609
施設費収益	588		1,102	60	81	22	63	1,328
業務収益	3,492		505	597	851	985	951	3,889
資産見返運営費交付金戻入	64		28	32	25	29	55	169
資産見返物品受贈額戻入	0		1	3	1	1	1	7
資産見返寄附金戻入	53		30	127	7	7	7	178
臨時収益	0		0	24	1	3	106	134
純利益	0		-27	-21	-17	-26	76	-15
総利益	0		-27	-21	-17	-26	76	-15
[資金計画]								
資金支出	14,413		3,686	3,095	2,853	2,951	2,723	15,308
業務活動による支出	13,826		2,528	2,638	2,674	2,737	2,553	13,130
投資活動による支出	588		1,102	338	78	118	59	1,695
財務活動による支出	0		55	119	101	96	111	482
次期中期目標の期間への繰越金	0		0	0	0	0	0	0
資金収入	14,413		3,911	2,806	2,914	3,216	3,079	15,926
業務活動による収入	13,826		2,810	2,739	2,836	3,098	3,020	14,503
運営費交付金による収入	10,334		2,304	2,012	1,985	2,113	1,847	10,261
業務収入	3,492		505	724	695	951	950	3,825
その他の収入	0		0	3	156	34	1	194
投資活動による収入	588		1,102	67	78	118	59	1,424
施設整備費補助金による収入	588		1,102	36	78	118	59	1,393
その他の収入	0		0	31	0	0	0	31
財務活動による収入	0		0	0	0	0	0	0

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
運営費交付金を充当	別紙1のとおり		別紙1のとおり	評価:B		評価

<p>して行う事業については、本中期目標に定めた事項に沿った中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>			<p>(集計中)</p>	<p>今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評定結果は平成 23 年度:A、平成 24 年度:A、平成 25 年度 A であり、平成 26 事業年度の主務大臣による評価結果は B であり、平成 27 事業年度の自己評価は B としている。 これらのことから B と評価する。</p>		
---	--	--	--------------	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	人件費削減の取り組み		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、各事業年度毎の削減計画にあたっては、別紙2のとおりとする。			人件費削減の取り組みについては、項目別調書4-7に記載。			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入すること。また、平成28年度以降	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させる。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。また、平成28年度以降の		平成23年度より、大学校の訓練の実施に直接必要となる経費(航空機のリース費、整備費、燃料等)の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入し、平成27年度にはその負担割合を2分の1(総経費の役3割程度)まで引き上げた。 また、平成26年度から航空会社の負担額の算定方法が変更となったことを受け、航空会社と調整を行った。 さらに、航空会社及び国土交通省航空局の訓練を受託することにより、自己収入の拡大を行った。	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度:Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はAであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。		

<p>のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応すること。</p>	<p>あり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応する。</p>					
--	-------------------------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。		今中期期間は短期借り入れなし				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
	該当無し						

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
	市道(宮崎市)拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。 (財産処分の内容) 航空大学校土地		平成23年度に、計画どおり市道(宮崎市)拡張に伴い、隣接する航空大学校宮崎本校土地の一部(664.21 m ²)を約16百万円で宮崎市に売り払い、処分した。	評価:B 当初の計画どおり処分を行ったことからBと評価する。			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)		

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
	① 入学希望者数の増加策に要する費用 ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施 ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入 ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入		特になし				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	施設・設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。</p>	<p>別紙2のとおり</p>		<p>各年度において、中期計画通りに各種整備を実施し、教育環境の充実、利便性の向上を図っている。</p>	<p>評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。</p>		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4—6	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うこと。	保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。		保有資産の必要性については、見直しを行い、必要性のないものはなかった。引き続き、適時利用実態を把握し、将来に渡り業務を確実に実施するうえで、保有の必要性を検証する。	<p>評価:B</p> <p>今年度までの年度計画を着実に実施している。</p> <p>また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。</p> <p>これらのことからBと評価する。</p>			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4—7	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員削減数(計画値)	3名	—	3名	3名	3名	3名	3名	
常勤職員削減数(実績値)	—	3名	3名	3名	3名	3名	3名	
達成度								

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	① 方針 一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。 ② 人件費削減の取り組み 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 特に事務・技術職員の給与水準については、平成21年度の対		① 方針及び②人件費削減の取り組み イ 本校及び分校の管理業務等の精査・見直しを図り、中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、各年度において3名削減した。 ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その結果や取り組み状況について公表した。 航空大学校は宮崎市、帯広市及び岩沼市に所在するため、都市部(東京都特別区等)の官署に在籍していた国家公務員からの出向者を受け入れる場合、これらの職員に対する地域手当の異動保障、広域異動手当及び単身赴任手当等の支給が必要となり、指数	評価:B 今年度までの年度計画を着実に実施している。 また、独立行政法人評価制度委員会による評価結果は平成23年度:A、平成24年度:A、平成25年度Aであり、平成26事業年度の主務大臣による評価結果はBであり、平成27事業年度の自己評価はBとしている。 これらのことからBと評価する。			

	<p>国家公務員指数が年齢勘案で106.3となっていることを踏まえ、平成27年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直す。</p> <p>なお、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、今後も国との人事交流が行われることから、对国家公務員指数については、都市部の官署に勤務していた者や単身赴任者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当が支給されるため、一時的に指数を押し上げる要因となっている。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。</p>		<p>を押し上げる大きな要因となっている。</p> <p>引き続き100.0以下に引き下げよう、国家公務員の給与水準を考慮した給与改定を行うと共に、指数を押し上げる要因となる諸手当(地域手当の異動保障等)が出来るだけ支給されないよう人事交流を行っていく。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>